

## 令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業に係るQ & A

Q & Aの内容は、[令和3年7月7日現在](#)のもので、地域医療介護総合確保基金に係る厚生労働省との協議等により、取扱いが変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 今回の改訂で追加・修正等を行った部分は、赤字表記としています。

### 1 補助事業の概要

#### Q1 補助対象となる事業はどのようなものか。

A1 介護施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、下記の事業が補助の対象となります。

##### ① 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

##### ② 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症等が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業

ウ 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため、家族と利用者が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業

##### ③ 多床室の個室化に要する改修費支援事業

介護施設等において感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業

#### Q2 補助対象施設の要件はあるか。

A2 東京都の補助事業の対象となるのは、以下の介護施設等のうち、原則として、定員が30人以上の広域型施設等となります。

- a 特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※1）
- b 介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- c 介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- d 介護療養型医療施設
- e 養護老人ホーム
- f 軽費老人ホーム（ケアハウス・軽費老人ホームA型・軽費老人ホームB型）
- g 有料老人ホーム

h サービス付き高齢者向け住宅（※2）

※2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、定員規模を問わない。

i 短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く）

j 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く。）

ただし、多床室の個室化に要する改修費支援事業については、「d 介護療養型医療施設」「h サービス付き高齢者向け住宅」「j 短期入所療養介護事業所」を除きます。

### Q3 定員29人以下の介護施設等は、補助対象とならないのか。

A3 下記に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等については、区市町村を経由する間接補助となります。所在地の区市町村が補助事業を実施する場合に限り、補助を受けることができます。補助事業の実施の有無や補助の要件等については、各区市町村にお問い合わせください。

k 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※1）

※1 併設される短期入所生活介護事業所については、定員規模を問わない。

l 介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む）

m 介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む）

n 介護療養型医療施設

o 軽費老人ホーム（ケアハウス、都市型軽費老人ホーム）

p 有料老人ホーム

q サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

r 短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く）

s 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く。）

t 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）

u 小規模多機能型居宅介護事業所

v 看護小規模多機能型居宅介護事業所

w 生活支援ハウス

ただし、多床室の個室化に要する改修費支援事業については、「n 介護療養型医療施設」「q サービス付き高齢者向け住宅」「s 短期入所療養介護事業所」を除きます。

### Q4 開設準備中の施設等は、補助対象となるか。

A4 当該補助事業は、現に利用者への処遇を行っている施設等を対象としており、開設前の施設等は、対象外となります。

なお、開設後であっても、開設日より前に締結した契約等に基づく事業は対象外になること、休止中の施設や事実上利用者を受け入れていない居室等は対象外になることに留意してください。

### Q5 同一施設において、「簡易陰圧装置の設置」「ゾーニング環境等の整備」「多床室の個室化」の複数の事業を行うことは可能か。

A5 それぞれの補助要件を満たす場合は、同一施設において、複数の事業の補助申請を行うことができます。ただし、事業ごとに経費を明確に区分してください。

**Q6 補助事業を実施する期間に要件はあるか。**

A6 令和3年4月1日以降に契約を締結し、履行期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのものを補助対象とします。

契約日又は業務開始日のいずれかが令和3年3月31日以前のもの、履行期限が令和4年4月1日以降の場合は補助対象となりません。

また、令和3年度の補助対象として交付決定を受けた経費であっても、令和4年3月31日までに事業が完了しなかったものは、補助金を受けることはできません。

**Q7 この補助事業を活用して、簡易陰圧装置の設置等を行った場合、感染疑いのある者を受け入れることを求められるのか。**

A7 この補助事業は、重症化しやすい高齢者が多い施設等の中で、新型コロナウイルス等の感染症への感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染拡大のリスクを低減するための環境整備を支援するためのものです。

感染疑いのある地域の方を受け入れることは、補助の要件ではありません。

## 2 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業について

**Q8 簡易陰圧装置の設置場所の要件はあるか。**

A8 居室(※)、静養室又は医務室(以下「居室・静養室」という。)に設置した場合に限り、補助対象となります。

なお、各居室への設置にあたっては、利用者の避難経路を妨げたり、居住性を損なったりすることがない場所に設置するようにしてください。

※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室。

**Q9 「簡易陰圧装置の設置」の補助額はどのくらいか。**

A9 4,320,000円に簡易陰圧装置の設置台数(居室・静養室に設置したものに限る。)を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。

**Q10 「簡易陰圧装置の設置」の補助対象経費はどのようなものか。**

A10 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費(備品購入費は含まれない。)の2.6%に相当する額が限度となります。

なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに都に報告してください。

**Q11 補助対象となる簡易陰圧装置に係る基準はあるか。**

A11 特に基準は設けていませんが、居室・静養室を陰圧状態にできる適切な装置を設置してください。  
なお、室内全体を対象としない陰圧ブースや陰圧テント等の設置に要する経費も対象となります。

**Q12 可搬式の陰圧ブースや陰圧テントなどを整備する場合、設置する場所をあらかじめ特定しないと補助対象とならないか。**

A12 平面図に「通常は倉庫に保管し、感染が疑われる入居者が発生した場合に、当該居室に設置する」など、想定される使用方法を明記してください。居室・静養室で使用されることが確認できれば、補助対象となります。

**Q13 普段は空気清浄機として使用し、必要に応じて陰圧装置として使用するものは対象となるか。**

A13 通常時に、空気清浄機として使用することを目的とする場合は対象外となります。  
空気清浄機としての用途が主体の製品、付属品をつけることにより簡易陰圧装置としても使うことができる製品は、原則として対象外です。ただし、陰圧機能分の金額を明確に按分することができる場合は、陰圧機能に係る部分のみを補助対象とすることができます。

**Q14 補助対象となる簡易陰圧装置の台数に制限はあるか。**

A14 居室・静養室1室あたり1台(※)、かつ、介護施設等の定員を上限とします。  
なお、居室への設置にあたっては、避難経路や居住性を妨げることがないように配慮するとともに、固定の装置を設置することが難しい場合には、静養室や医務室への設置や可搬式の装置(陰圧ブース等)の活用を検討するなど、施設内の感染拡大防止に必要な適切な台数としてください。

※「多床室の個室化に要する改修費支援事業」等を活用して個室化(壁面・扉等で他の区画と隔離できるものに限る。)した多床室や、室内全体を対象としない簡易陰圧装置(一床のみを囲うブース式の簡易陰圧装置など)を設置する場合は、一床あたり1台とすることができます。

※ 当該補助金を活用して設置した簡易陰圧装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、目的外の使用、譲渡、交換、撤去、廃棄等はできませんのでご注意ください。耐用年数を経過する前に、財産処分をする場合は、補助金を返還していただくことがあります。

**Q15 簡易陰圧装置をリースする場合であっても補助対象となるか。**

A15 リース契約の場合は、補助対象外となります。

**Q16 簡易陰圧装置の配送・設置料は、補助対象経費の備品購入費に含まれると解してよいか。**

A16 差し支えありません。

Q17 簡易陰圧装置を稼働させるために、排気の調整等ダクト工事以外の工事が必要になる場合、その工事費は補助対象になるか。

A17 簡易陰圧装置を設置・稼働させるために必要な工事であれば、補助の対象となります（必要最低限のものに限る）。簡易的なダクト工事以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

なお、感染予防のためのパーティションの設置、電気設備工事など、簡易陰圧装置の設置にあたり、必要不可欠でない工事は、補助対象となりません。

Q18 陰圧の効果を高めるために、居室の入り口に前室を設置する工事費は対象になるか。

A18 当該陰圧装置を設置するにあたり、前室工事が一体不可分である場合に限り補助対象となります。前室工事がなくても陰圧装置が機能する場合は補助対象外となります。

### 3 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業について

Q19 「ゾーニング環境等の整備」の補助額はどのくらいか。

A19 それぞれの事業について、以下のとおり計算します。

- ・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援  
1,000,000 円に改修箇所数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率 10/10、千円未満切捨)。
- ・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援  
6,000,000 円に改修箇所数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率 10/10、千円未満切捨)。
- ・2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援  
3,500,000 円と補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率 10/10、千円未満切捨)。1 施設で複数の面会室を整備する場合でも、上限額の 3,500,000 円は変わりません。

Q20 「ゾーニング環境等の整備」の補助対象経費はどのようなものか。

A20 ゾーニング環境を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費（備品購入費に相当する費用は含まない。）の 2.6%に相当する額が限度となります。

なお、工事を伴わない備品購入のみを目的とした事業は、補助対象外です。

当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、速やかに都に報告してください。

Q21 「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」については、「感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修」とされているが、従来型個室・多床室以外の改修費は対象となるか。また、1か所あたりで補助基準額が設定されているが、箇所数はどのように数えるのか。

A21 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援については、従来型個室・多床室の施設において、感染者と非感染者の動線を分離するために行う改修を対象とし、従来型個室・多床室以外の部分（廊下、トイレ、浴室等）の改修も対象となります。

また、「1か所」とは、感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離するための改修を行う区画全体を指します。

Q22 「2方向から出入りできる家族面会室の整備支援事業」において、併設施設と共用する「家族面会室」を整備する場合、それぞれの施設で申請することはできるか。

A22 併設施設と共用で使用する「家族面会室」を整備する場合は、主たる施設のみで申請してください。

なお、併設の施設で共用している家族面会室を複数か所整備する場合は、補助対象となる家族面会室や経費が重複しないことを前提に、各施設・事業所で1か所ずつ補助申請をすることができます。

Q22-2 「2方向から出入りできる家族面会室の整備支援事業」において、空調設備を新たに設けるなど、関連して必要となる工事は補助対象となるか。

A22-2 出入口を設置する以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

なお老朽化した設備の更新や、床や壁クロスの張り替え等の工事は補助対象外となります。

Q22-3 「2方向から出入りできる家族面会室の整備支援事業」において、アクリル板以外の備品（机・椅子等）の購入は補助対象となるか。

A22-3 補助対象となる備品は対面による飛沫防止対策として必要なものに限られるので、机・椅子等は補助対象外となります。

Q23 複数の「ゾーニング環境等の整備」の事業を行うことは可能か。

A23 ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置又は従来型個室・多床室のゾーニング経費支援と2方向から出入りできる家族面会室の整備を合わせて行うことは可能です。

Q24 ゾーニング環境等の整備に伴い、施設定員の変更が生じる場合、何か手続きが必要か。

A24 施設定員を変更する場合は、所在地の区市町村の同意を得たうえで、東京都の認可を受けることが必要です。また、補助金を受けて整備した施設の場合は、定員数が減少となることで、財産処分の手続きが必要となることも考えられます。

定員の変更を伴う改修を実施される場合は、事前にご相談ください。

## 4 多床室の個室化に要する改修費支援事業について

Q25 補助対象となる個室化改修は、どのようなものか。

A25 各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の利用者と空間的に分離・遮断されることを前提となります。可動式の壁等は認められますが、天井から隙間が空いていることは認められません。

また、施設等の余裕スペース（空き部屋、静養室等）を改修して個室化する場合も対象となります。

Q26 個室化した後の一人あたりの面積について基準はあるか。

A26 1人当たりの面積基準については、スプリンクラー設備の設置の位置との関係などにより様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていればかまいません。

Q27 「多床室の個室化改修」の補助額はどのくらいか。

A27 978,000円に個室化する床数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。

Q28 「多床室の個室化改修」の補助対象経費はどのようなものか。

A28 個室化改修のために必要な工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額が限度となります。

なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに都に報告してください。

Q29 個室化することに伴い、スプリンクラーや空調設備、収納棚等を新たに設けるなど、関連して必要となる工事は補助対象となるか。

A29 間仕切りを設置する以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

## 4 補助金交付に係る手続き等について

※ こちらに記載の手続きは、都から直接補助金を交付する広域型施設等（Q2参照）が対象となります。定員29人以下の介護施設等の取扱いについては、所在地の区市町村にご確認ください。

Q30 同一法人が運営する複数の施設で設置する場合、施設ごとに申請しなければならないか。

A30 東京都の補助対象となっている介護施設等（Q2参照）については、令和3年度において、1法人に

つき1回限りの申請になりますので、複数施設で事業を実施する場合には、まとめて申請してください。ただし、施設ごとに事業計画書等を作成していただく必要があります。

なお、複数施設の契約を法人で一括して行い、施設ごとの費用の算出が困難な経費（工事事務費等）がある場合は、合理的な理由で按分するとともに、その内容が確認できる資料を添付してください。

### Q31 補助金を複数回申請することは可能か？

A31 令和3年度の補助金の交付申請は、1法人につき1回に限ります。

複数の施設等の申請を行う場合には、必ず、全施設分をまとめて申請してください。

なお、令和2年度に「介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業」等の補助を受けた施設における取扱いについては、Q32及びQ33を参照してください。

### Q32 令和2年度に「介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業」の補助を受けたが、令和3年度の補助を受けることができるか。

A32 令和2年度の補助を受けた施設と別の施設であれば、補助を受けることができます。

また、同じ施設であっても、以下の場合は補助を受けることができます。

- ・令和2年度に簡易陰圧装置の設置の補助を受けた施設について、ゾーニング環境の整備、多床室の個室化を行う場合
- ・令和2年度に換気設備の設置の補助を受けた施設について、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境の整備、多床室の個室化を行う場合
- ・令和2年度に簡易陰圧装置の設置の補助を受けたが、令和2年度と異なる区画等において感染症対策を強化すべき相当な理由があり、追加で簡易陰圧装置を設置する場合

### Q33 令和2年度に「高齢者施設等の防災減災対策推進事業」により多床室の個室化の補助を受けたが、令和3年度の補助を受けることができるか。

A33 令和2年度の補助を受けた施設と別の施設であれば、補助を受けることができます。

また、同じ施設であっても、以下の場合は補助を受けることができます。

- ・簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境の整備を行う場合
- ・令和2年度に多床室の個室化の補助を受けたが、令和2年度と異なる居室において感染症対策を強化すべき相当な理由があり、追加で個室化をする場合

### Q34 補助の申請はいつ行えばよいか。

A34 当該補助金の交付スケジュールは下記のとおりです。

補助事業の実施を予定している場合は、以下の交付申請期限までに、交付申請書類を、東京都福祉保健局 高齢社会対策部施設支援課あてに郵送（消印有効）してください。

#### <補助スケジュール（予定）>

交付申請期限	【第1回】令和3年7月9日（金曜日） [消印有効] 【第2回】令和3年10月29日（金曜日） [消印有効]
交付決定通知発出	交付申請期限から2か月程度



実績報告書提出期限	原則、補助事業完了後 10 日以内（遅くとも令和 4 年 4 月 8 日（金）まで）
額の確定通知発出	実績報告書を受領した日から 2 か月程度
補助金の支出	額の確定後 1 か月程度

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

**Q35 補助事業に係る契約締結はいつ行えばよいか。**

A35 当該補助事業については、感染症予防の観点から、緊急に対応することが必要であることが想定されるため、令和 3 年 4 月 1 日以降の契約であれば、補助対象となります。

ただし、補助が受けられない可能性もあること、補助が受けられる場合でも補助金交付要綱に基づき都が認めた経費（交付決定額）が補助上限額となることに留意してください。

**Q36 契約の手続き等について要件はあるか。**

A36 一般競争入札に付するなど、原則として、東京都が行う契約手続きの取扱いに準じる必要があります。契約形態が一般競争入札以外である場合は、実績報告書提出の際に、理由を示していただきます。

＜東京都の基準＞

- ・原則として一般競争入札。以下の場合には競争入札によらず、相手方を複数選んで、見積り合わせをすることで契約締結すること可能
- ・工事又は製造の請負価格が 250 万円を超えないもの
- ・財産の買入価格が 160 万円を超えないもの

**Q37 交付決定後、やむを得ない事由により計画を変更する場合に必要な手続きはあるか？**

A37 交付申請書に提出した「事業計画書」の内容を変更する場合（設置する機器や施工内容・場所を変更する場合等）には、事前に相談のうえで変更交付申請書を提出してください（入札等の結果、金額だけが変わった場合は変更交付申請は必要ありません）。

なお、対象経費が増額になった場合でも、施設ごとに提示した交付決定額が変更交付決定額の上限となりますので、ご注意ください。

変更交付申請書の提出は、令和 4 年 2 月末までに提出してください。補助金の支給に支障が生じるため、3 月以降の受付はできません。

**Q38 実績報告はいつまでに提出が必要か。**

A38 原則として、補助事業完了後 10 日以内（遅くとも令和 4 年 4 月 8 日（金）まで）に都の指定する様式にて実績報告書を提出してください。

**Q39 補助事業完了とは、いつの時点か。**

A39 交付決定を受けた簡易陰圧装置等に係る施工・設置が完了し、当該契約の内容の点検・確認が終了し

た時点となります。

なお、都への実績報告書提出の際に必要なとなりますので、事業完了の際には、納品書・完了届等の確認書類を必ず徴収し、保管してください。

また、事業完了後は速やかに当該事業に係る支出を行い、領収書を保管してください。

#### Q40 補助対象経費の支払時期に期限はあるか？

A40 都においては、特に支払期限は定めませんが、契約書等の定めに基づき、速やかに支払いを完了させてください。

#### Q41 領収書を徴収する必要はあるか。

A41 支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に変えることができます。

#### Q42 現地調査は行われるか。

A42 実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施いたします。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

#### Q43 補助金は、いつ頃交付されるか。

A43 実績報告書を審査した上で、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、補助額の確定を行い、その内容を通知します（実績報告提出後概ね2か月程度）。

補助額の確定通知発出後、1か月程度（遅くとも令和4年5月末まで）で交付する予定です。

## 5 その他

#### Q44 他の補助金と重複した申請は可能か。

A44 他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。補助対象内容が同一の補助金を重複して受けることはできませんので、どの補助金を活用するかよく検討してください。

#### Q45 事業年度終了後、導入した装置を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。

A45 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできません。

#### Q46 来年度も引き続き事業実施されるか？

A46 来年度以降の実施については未定です。

※ここに示したものは、主な注意事項です。申請にあたっては、要綱を必ずご確認ください、都の指定する様式によって必要書類をご提出ください。

**【交付申請書の提出先】**

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 26階

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 感染症対策設備整備推進事業担当

※ **郵送【締切日消印有効】**により提出してください（来庁による持ち込みは一切受け付けません）